

## 千葉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則について

### 1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」に基づき、押印の改正及びその他所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

- (1) 別記第二号様式、別記第三号様式及び別記第七号様式について、押印を廃止とする。
- (2) 別記第六号様式（裏）について、「この章の規定」の次に「の施行」を加える。

### 3 施行期日

令和4年4月1日